

2021 年度「がん治療認定医」審査基準 （新規申請者用）

2021 年 4 月 1 日

1) がん治療の症例（20 例）

「担当医」とは、診断や治療（手術、薬物療法）などに責任を持って加わり（主治医や指導医など）、その症例の診療計画に参画した場合はさします。単なる見学や助手的な関与は認められません。（チームでの診療を含め、責任をもって術前、術後の診療を行った場合のみ「担当医」と認められます。）

	審査基準	具体例	
		可の例	不可の例
対象疾患	固形がん、血液の悪性腫瘍、肉腫などの 悪性新生物（ICD10；C00-C97、D00-D09） 【がん治療認定医（歯科口腔外科）に申請の場合】 臨床歯科口腔外科として認められた診療領域[口唇、頬粘膜、上下歯槽、硬口蓋、舌前3分の2、口腔底、軟口蓋、顎骨[顎関節を含む]、唾液腺[耳下腺を除く]に限る。 ※なお、他領域の癌症例にかかわる口腔ケアに限り可。（ただし、20 例のうち5 例まで、予備 5 例のうち 1 例までとする）	<ul style="list-style-type: none"> ・GIST ・カルチノイド ・IPMN ・胸腺腫 ・腹膜偽粘液腫 	<ul style="list-style-type: none"> ・良性腫瘍（髄膜腫、神経鞘腫など） ・過誤腫 ・肉芽腫 ・日光角化症
年齢	対象となるがん疾患での初診時あるいは診断時年齢 （再発あるいは再燃での診療では、再発・再燃での初診、診断時年齢）	/	/
「がん治療」とは	<ul style="list-style-type: none"> ・手術 ・薬物療法 ・放射線治療 ・緩和治療 注) 上記に記載のないものについては、申請後、資格審査委員会にて審査する。（事前問合せ不可）	<ul style="list-style-type: none"> ・IVR ・内視鏡的治療 ・再建手術 ・造血幹細胞移植 ・ラジオ波焼灼療法 ・口腔ケア※ {がん治療認定医（歯科口腔外科）に申請の場合に限る} 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断 ・検診 ・経過観察

2) がん診療についての業績 — 学会発表 2 件

	審査基準	可の例	不可の例
対象疾患	<p>固形がん、血液の悪性腫瘍、肉腫などの悪性新生物 (ICD10 ; C00-C97、D00-D09)</p> <p>【がん治療認定医(歯科口腔外科)に申請の場合】 臨床歯科口腔外科として認められた診療領域[口唇、頬粘膜、上下歯槽、硬口蓋、舌前3分の2、口腔底、軟口蓋、顎骨[顎関節を含む]、唾液腺[耳下腺を除く]に限る。ただし、他領域の癌症例にかかわる口腔ケアに限り可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GIST ・カルチノイド ・IPMN ・胸腺腫 ・腹膜偽粘液腫 	<ul style="list-style-type: none"> ・良性腫瘍(髄膜腫、神経鞘腫など) ・過誤腫 ・肉芽腫 ・日光角化症
発表内容	<p>がん患者を対象とした診療および臨床研究(症例報告を含む)</p> <p>和文・英文は問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手術(がん術後の再建、手術機器の開発を含む) ・化学療法 ・放射線治療 ・IVR ・緩和ケア ・内視鏡治療 ・診断(検査機器の開発を含む) ・検診に関する臨床研究 ・がん治療後の合併症に対する治療に関する臨床研究 ・臨床検体を用いて予後などの臨床情報との対比を行っている基礎研究、疫学研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者を対象としないがん細胞を使った実験 ・動物実験 ・臨床検体を用いて予後などの臨床情報との対比を行っていない基礎研究(病期との対比のみは不可) ・疫学研究 ・がんに対する明らかな診療・治療内容が含まれていないもの
発表時期	2016年1月1日から審査申請時までの期間に発表されたもの。		後日抄録集が発行される場合(地方会等)、審査申請時点で抄録集が発行されていないものは不可。
演者の位置	筆頭・共同は問わない。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同演者は、申請者氏名が記載されている場合に限り可。 ・申請時と異なる氏名で発表した場合は、氏名変更の証明となるもの(新旧の医師免許証コピー、戸籍抄本コピー等)の提出があれば可。 	
対象となる学会	<p>認定医制度規則に定めた「本機構が認める学会*」およびそれに準ずる学会・研究会</p> <p>注)上記に記載のないものについては、申請後、資格審査委員会にて審査する。(事前問合せ不可)</p>	左記の地方会	<ul style="list-style-type: none"> ・公に抄録集を作成していない学会・研究会は不可。 ただし、抄録集を作成しない学術集会で、発表内容が論文形式で同学会会誌に掲載される場合は、抄録の代用として論文コピーの提出を認める。(業績の証明となる書類①～⑤すべてを証明できる場合に限る)ただし、同一論文を学会発表と論文発表の両方に申請することは不可。
業績の証明となる書類	<p>下記①～⑤が掲載されたもののコピーを申請書に添付して提出すること。</p> <p>①学術集會名 ②発表年月 ③題名 ④演者名・演者の位置 ⑤抄録(要旨)</p>	<p>左記①～⑤の証明方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会が発行した抄録集などのコピー ・学会の演題検索画面の印刷 	<p>左記①～⑤が提出書類で確認できない場合は不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自作原稿、発表時に使用したスライド、演題登録画面」等は不可。

*「本機構が認める学会」は本機構ホームページにてご確認ください。

3) がん診療についての業績 — 論文発表 1件

*「本機構が認める学会」は本機構ホームページにてご確認ください。

	審査基準	可の例	不可の例
対象疾患	<p>固形がん、血液の悪性腫瘍、肉腫などの悪性新生物 (ICD10 ; C00-C97、D00-D09)</p> <p>【がん治療認定医(歯科口腔外科)に申請の場合】 臨床歯科口腔外科として認められた診療領域[口唇, 頬粘膜, 上下歯槽, 硬口蓋, 舌前3分の2, 口腔底, 軟口蓋, 顎骨[顎関節を含む], 唾液腺[耳下腺を除く]に限る。ただし、他領域の癌症例にかかわる口腔ケアに限り可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GIST ・カルチノイド ・IPMN ・胸腺腫 ・腹膜偽粘液腫 	<ul style="list-style-type: none"> ・良性腫瘍(髄膜腫、神経鞘腫など) ・過誤腫 ・肉芽腫 ・日光角化症
発表内容	<p>がん患者を対象とした診療および臨床研究(症例報告を含む)</p> <p>和文・英文は問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手術(がん術後の再建、手術機器の開発を含む) ・化学療法 ・放射線治療 ・IVR ・緩和ケア ・内視鏡治療 ・診断(検査機器の開発を含む) ・検診に関する臨床研究 ・がん治療後の合併症に対する治療に関する臨床研究 ・臨床検体を用いて予後などの臨床情報との対比を行っている基礎研究、疫学研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん患者を対象としないがん細胞を使った実験 ・動物実験 ・臨床検体を用いて予後などの臨床情報との対比を行っていない基礎研究(病期との対比のみは不可) ・疫学研究 ・がんに対する明らかな診療・治療内容が含まれていないもの
発表時期	<p>2016年1月1日から審査申請時までの期間に発表されたもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子版ジャーナルは、doi が記載されている場合に限り可。 ・「in press」「accept」は、論文掲載を許諾する通知書のコピーと論文原稿(全文)を提出できる場合に限り可。 	
著者の位置	<p>筆頭・共同は問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同著者は、申請者氏名が記載されている場合に限り可。 ・申請時と異なる氏名で発表した場合は、氏名変更の証明となるもの(新旧の医師免許証コピー、戸籍抄本コピー等)の提出があれば可。 	
対象となる雑誌	<p>認定医制度規則に定めた「本機構が認める学会*」の学会誌、大学雑誌、医師会雑誌、およびそれに準ずる商業誌・書籍</p> <p>注)上記に記載のないものについては、申請後、資格審査委員会にて審査する。(事前問合せ不可)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・院内雑誌 ・パンフレット ・小冊子
論文の種類		<ul style="list-style-type: none"> ・原著論文 ・総説 ・症例報告 ・letter to editor ・correspondence ・著書 	<ul style="list-style-type: none"> ・座談会 ・委員会の会議録 ・研究報告書など
業績の証明となる書類	<p>下記①～⑤が掲載されたもののコピーを申請書に添付して提出すること。</p> <p>①掲載誌名 ②発表年月 ③題名 ④著者名・著者の位置 ⑤抄録(要旨)</p>	<p>左記①～⑤の証明方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載誌などの印刷物のコピー ・掲載誌の別刷 ・医中誌・PubMedなどの文献検索画面の印刷 	<p>左記①～⑤が提出書類で確認できない場合は不可。</p>